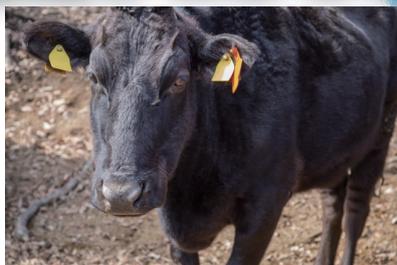


うるま市で 循環型農業に取り組みましょう！

うるま市循環型農業促進事業基本計画が 策定されました！



家畜排せつ物は畜産農家が適切に管理しなければなりません

牛や豚、鶏といった家畜を飼育する畜産農家は、家畜から発生したふんや尿などの排せつ物を適切に処理しなければならないと家畜排せつ物法※で定められています。また、沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画において、家畜排せつ物の堆肥化の促進や畜産環境問題への対応についての方針が定められており、うるま市においても現状に沿った家畜排せつ物の利用促進を図ってまいります。

そこで、うるま市では、令和2年3月に家畜排せつ物を適切に処理するシステムを検討していく「うるま市循環型農業促進事業基本計画」を策定しました。

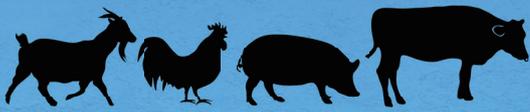
※正式名称：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
(平成11年11月1日施行)

循環型農業とは？

循環型農業とは、畜産農家（牛や豚、鶏など）や耕種農家（野菜、花きなど）が連携して、農業生産に取り組むことです。

畜産農家から発生した家畜排せつ物を堆肥化し、それを耕種農家の農地で使用することで高付加価値の農作物を生産することができます。このように、畜産農家・耕種農家から発生した資源を循環させることで、環境への負荷が少ない循環型農業に取り組むことができます。





うるま市における循環型農業

1. 個人の農家・複数の農家共同による処理



畜産農家の役割

- ◆日常から家畜排せつ物を適正に管理します。
- ◆堆肥化に必要な機材等を準備します。
- ◆共同処理に向け、地区内の畜産農家と協力して共同堆肥舎を整備します。
- ◆畜産農家は定期的に共同堆肥舎へ家畜ふん尿を運搬し、協力して切り返し等の堆肥化に取り組み、共同堆肥舎を維持管理します。
- ◆定期的な耕種農家との交流を通じて耕種農家に堆肥の理解を深めてもらいます。

耕種農家の役割

- ◆日常から畜産農家と交流し、堆肥の利用・入手方法等の情報を収集します。
- ◆堆肥を購入して利用します。堆肥の散布が農家の負担になる場合、関係機関へ相談するほか民間業者へ散布を依頼します。
- ◆定期的に畜産農家と意見交換を実施します。
- ◆飼料づくりを希望する畜産農家に対し未利用農地を貸し出します。

沖縄県の役割

- ◆家畜排せつ物が適正に管理されているか、日常から点検します。
- ◆畜産農家・耕種農家に対し、技術指導を行います。
- ◆畜産農家・耕種農家に対し、補助制度の情報を発信・周知します。また、補助制度を活用する際の事務手続き等を指導します。

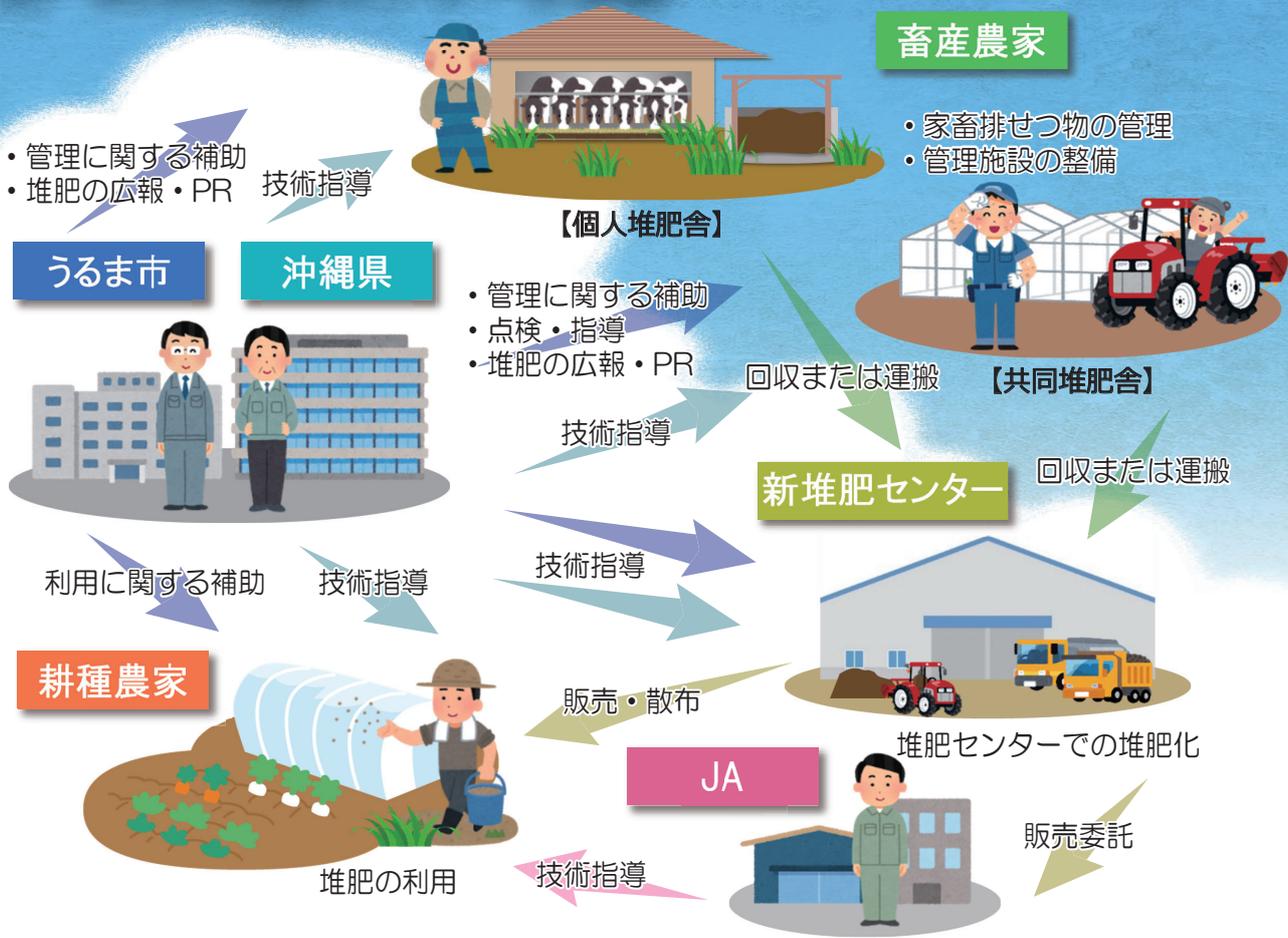
うるま市の役割

- ◆各種補助制度の周知や、独自補助制度の検討及び確立を図ります。
- ◆畜産農家に対し、個人による処理・堆肥製造を周知します。
- ◆耕種農家に対し、市内で製造された堆肥の利用を広報・周知します。

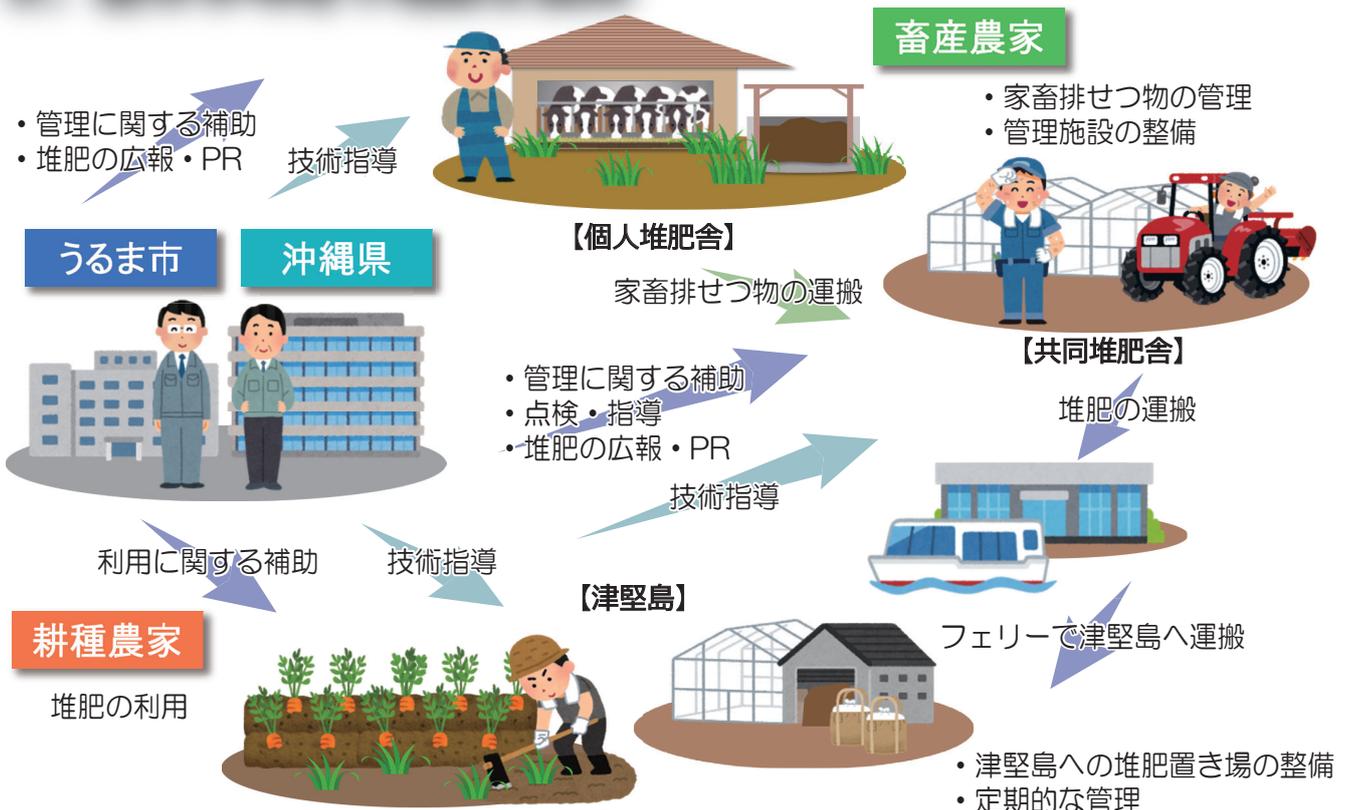
システムをご紹介します！



2. 市内に堆肥センターを整備

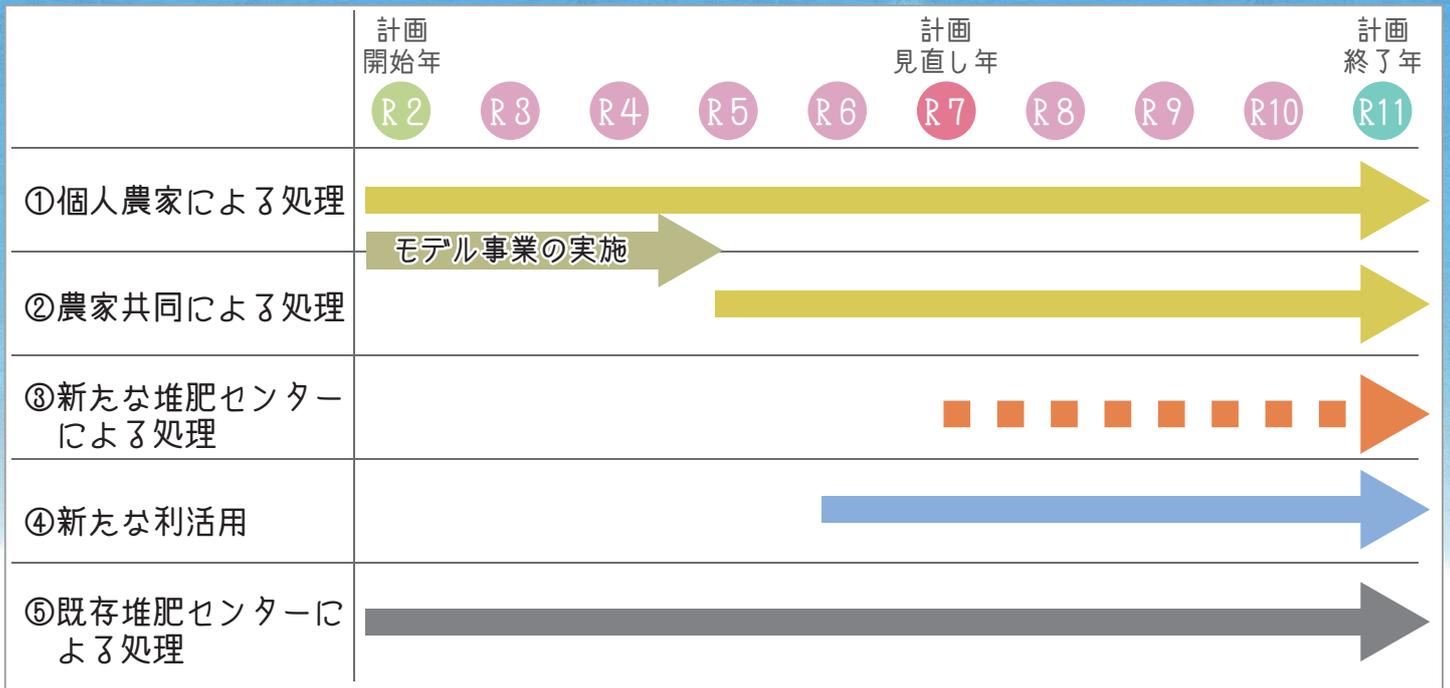


3. 新たな地域で堆肥を活用



🥕 循環型農業の今後のスケジュール

うるま市循環型農業システムは、継続的に取り組みつつ、社会情勢や市内農業・畜産業の情勢を踏まえていきます。具体的には、以下のスケジュールを想定しています。



🍠 計画終了年に向けた目標の設定

うるま市循環型農業システムの運用に当たっては、運用の効果を確認するため目標を設定します。目標は、計画期間の中の途中で検証年を設けて方向性を確認するとともに、計画終了年に循環型農業の効果やシステムの適正な運用を検証・評価し、次期計画や取り組みに反映していきます。

